

○佐賀東部水道企業団「集中改革プラン」について

1. 「集中改革プラン」について

平成 17 年 3 月 国より「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」が通知され、指針において「集中改革プランの公表」が要請されています。

「集中改革プラン」については、平成 17 年度を起点としておおむね平成 21 年度まで、次の項目について具体的取り組みを判りやすく明示した計画を公表することとなっています。

（項目）

- ・ 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ・ 民間委託の推進
- ・ 定員管理の適正化
- ・ 給与の適正化
- ・ 経費削減等の財政効果

2. 企業団の考え方と対応

企業団においては、平成 14 年度より平成 18 年度までの 5 ヶ年を第 1 次行財政改革として現在取り組み中で、これらの効果と施設整備に伴う借入金の低利への借り換え効果と相まって平成 18 年度より水道料金の値下げにいたっています。

「集中改革プラン」においては、平成 17 年度を基準とすることから、第 1 次行財政改革の継続と続く第 2 次行財政改革（策定中、計画期間平成 19 年度～平成 21 年度の 3 ヶ年）を併せた形で公表を行う予定です。

なお、現在継続中であります第 1 次行財政改革においては、主に経費の削減、経営の効率化を図り、続く第 2 次行財政改革においては、経費削減・経営効率化に加え「顧客サービス向上」、「安心・快適な給水の確保」、「災害対策の充実」及び「環境対策」に取り組めます。

．事務・事業の再編・整理、廃止・統合

1．第1次行財政改革における主な取り組みについて

(1) 組織の見直し

・営業所の統廃合

佐賀営業所（川副町）を廃止し、本庁（佐賀市）へ統合（16年度）

(2) 事務・事業の見直し

・事務経費の主な見直し

廃止→公用使用による私用車借上の廃止（15年度）

制服等貸与の廃止（15年度）

企業長公用車の廃止（14年度）

見直し→浄水場発生汚泥の有効利用による処理費減（15年度～）

職員旅費及び研修（15年度～）

日々雇用職員の削減（15年度～）

委託・リース契約全般の内容（15年度～）

電話・電気・ガス料金の契約及び使用形態（14年度～）

・工事コスト、設備更新の縮減

入札制度の見直し→予定価格の公表及び条件付一般競争入札の一部導入
（15年度～）

工事手法の見直しによる工事コストの縮減として、配水管等の埋設深度の浅層化を第1次行財政改革以前の平成12年度より実施しています。

・増収策

行政財産の貸付→本庁舎一部貸付（16～17年度）、自販機等目的外使用料
（15年度～）

需要開拓（全国的に水需要の低下）→計画的に訪問勧誘、井戸水検査の実施
（15年度～）

下水道事業の検針、調定等事務の受託→下水道事業との重複業務等を受託
（一部構成団体、17年度～）

・規制緩和に伴う事務事業見直し

3階までの直圧給水の実施（14年度～）

給水引き込み工事の民間直接施工の審査制度への移行（16年度～）

2．平成21年度までの取り組みについて

(1) 組織の見直しについて

・組織の再編（課・室の見直し）を行い業務の集中化により、機能的な組織の構

築を行います。

(2) 事務・事業の見直し

- ・第1次行財政改革で取り組んだ事項について継続し、さらにお客様サービスの質の向上を図りつつ事務費用等を見直しを行います。

・民間委託等の推進

1. 第1次行財政改革における取り組みについて

- ・委託業務の委託及びリース契約内容について見直し(15年度～)

民間委託については、北茂安浄水場の夜間・休日の運転委託、基山浄水場の運転委託、検針業務委託等を第1次行財政改革以前より実施しています。

2. 平成21年度までの取り組みについて

- ・業務委託で行った場合と自前で行った場合の経費比較等を行い、安全性等の確保ができる業務については、新たに民間への業務委託を行います。

・定員管理の適正化

1. 第1次行財政改革における定員管理について

佐賀東部水道企業団定員管理計画を平成15年度に策定し、計画に基づき定員管理を行っています。なお、職員数削減につきましては、平成14年度より取り組んでいます。

(各年度4月1日現在の職員数の動向)

	6年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職員数	90名	88名	87名	85名	84名	84名	85名	85名
退職数	-	1名	3名	1名				1名
採用数	—				1名		1名	

平成15年度職員数に構成団体からの派遣職員1名含む

- ・平成6年度2次統合(旧7町村に加え旧5町の水道事業の引き継ぎ)
- ・年齢構成上、技術継承を行うために平成16年度以降隔年1名新規採用。

2. 平成21年度までの定員について

今後についても、定員管理計画に基づき定員管理を行っていきます。

(平成20年以降の4月1日現在の職員数の目標)

	20年度	21年度	22年度	～	27年度
職員予定数	85名	84名	84名		75名
退職予定数	2名	2名	4名	16名	2名
採用予定数	1名		1名	2名	
職員予定数のうち 再任用予定数		(1名)	(2名)		(11名)

平成27年度は、定員管理計画の前期目標年度。

- ・平成21年度以降については、職員予定数に再任用者数含む。
- ・年齢構成上、技術継承を行うため隔年1名新規採用を予定。

．給与の適正化

1．第1次行財政改革における給与の適正化について

給与の適正化を図るため、次の取り組みを行っております。

- ・給与水準の是正（15年度～）
特別職（企業長）報酬→一部削減
職員の給与→本俸定期昇給の延伸措置
- ・手当等の見直し及び削減（14年度～）
管理職手当等の一部削減、超過・休日勤務等の振替による削減

2．平成21年度までの取り組みについて

平成18年度より、国は給与上昇の抑制・職務職責に応じた給与構造への転換及び勤務実績の反映等「給与構造の改革」を段階的に実施することとしており、これらの動向を見ながら国に準じて、第1次行財政改革で取り組んだ事項に加えて見直します。

．経費節減等の財政効果

第1次行財政改革における平成14年度から平成17年度までの項目ごとの財政効果は以下のとおりです。

(単位:千円)

項目		平成16年度 までの効果額	平成17年度 の効果額見込	17年度までの 効果額累計見込
．事務・事業見直し	削減額	85,360	50,650	136,010
．委託見直し	増収額	44,640	29,060	73,700
．定員管理	削減額	34,600	14,700	49,300

・給与の適正化	削減額	25,360	18,640	44,000
計		189,960	113,050	303,010

増収に要する初期投資などの改革に伴う費用については、相殺しています。

平成 18 年度以降についても、基本的に第 1 次行財政改革を継続します。